

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日の翌日  
が休息日  
に当たるときは、  
その翌日)

## 目 次

- ◇ 規 則  
現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(人事課)  
麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則(衛生課)  
薬事法施行細則の一部を改正する規則(〃)  
薬剤師法施行細則の一部を改正する規則(〃)  
製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則(〃)  
保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則(健康対策課)  
鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則(中小企業課)  
鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則(〃)
- ◇ 訓 令  
許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令(総務課)  
鳥取県文書管理規程の一部を改正する訓令(〃)  
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可(都市計画課)
- ◇ 教 委 規 則  
県費負担教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則(教職員課)
- ◇ 公 告  
鳥取県の職員の給与等の状況(人事課)

公布された規則のあらまし

- ◇ 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
  - 一 経験年数の再換算率が三分の三である者以外の者の経験年数のうち、五年までの年数についての再換算率を三分の三(現行五分の四)に改めることとした。(別表第四関係)
  - 二 この規則は、平成六年四月一日から施行することとした。
- ◇ 麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則
  - 一 様式から用紙規格に関する規定を削除することとした。
  - 二 その所要の規定の整備を行うこととした。
  - 三 この規則は、平成六年四月一日から施行することとした。
- ◇ 薬事法施行細則の一部を改正する規則
  - 一 様式から用紙規格に関する規定を削除することとした。
  - 二 その所要の規定の整備を行うこととした。
  - 三 この規則は、平成六年四月一日から施行することとした。
- ◇ 薬剤師法施行細則の一部を改正する規則
  - 一 様式から用紙規格に関する規定を削除することとした。
  - 二 その所要の規定の整備を行うこととした。
  - 三 この規則は、平成六年四月一日から施行することとした。

◇製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

- 一 様式から用紙規格に関する規定を削除することとした。
- 二 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 三 この規則は、平成六年四月一日から施行することとした。

◇保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

- 一 市町村その他の団体が実施するBCG経皮接種について、減額して徴収する使用料の額を一人一回につき四百二十九円（現行四百二十五円）に引き上げることとした。
- 二 この規則は、平成六年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則

- 一 題名の改正（題名関係）  
題名を「鳥取県中小企業設備資金貸付規則」に改めることとした。
- 二 貸付対象資金の追加（第三条、別表関係）  
金融機関が卸売業、小売業又はサービス業（旅館業を除く。）に属する中小企業者に対して当該事業のための設備の設置に必要な資金を貸し付ける場合において、市町村が当該金融機関に対し、次の条件を付けて当該資金を貸し付けるために必要な資金の一部を貸し付けるときは、県は、当該金融機関に対し、そ

の条件と同じ条件を付して、当該市町村の貸付額を限度として、当該資金を貸し付けるために必要な資金の一部を貸し付けることとした。

貸付期間（据置期間を含む。）	据置期間	貸付金の限度額	貸付利率
十二年以内	二年以内	五千万円又は設備の設置に必要な資金の三分の二以内のいずれか低い額	年七・五パーセント以内

三 その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

四 施行期日

この規則は、平成六年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則

- 一 一の中小企業者等に対する貸付金の限度額を次のとおり引き上げることとした。（第五条関係）

貸付対象者		貸付限度額	
		現行	改正後
(イ) 中小企業団体又は中小企業近代化促進法による承認に係る合併等により設立された法人である中小企業者		五千万円	六千万円
(ロ) 以外の中小企業者		三千万円	五千万円

- 二 平成六年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に金融機関が中小企業者等に新たに貸し付ける資金に限り、その貸付期間を一年以上七年以内（通常は、一年以上五年以内）に延長することとした。（附則第二項関係）
- 三 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 四 1 この規則は、平成六年四月一日から施行することとした。
- 2 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十七号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第四の備考3中「五分の四」を「三分の三」に改める。

附 則

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十八号

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和二十八年九月鳥取県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三号及び別記様式第四号中「（漢字）」を「（漢字）」に改め、これらの様式の備考を削る。

別記様式第五号中「（漢字）」を「（漢字）」に、「（漢字）」を「（漢字）」に改め、同様式の備考を削る。

別記様式第六号中「（漢字）」を「（漢字）」に、「（漢字）」を「（漢字）」に、「（漢字）」に、「（漢字）」及び「（漢字）」を「（漢字）」に改め、同様式の備考を削る。

別記様式第七号中「（漢字）」を「（漢字）」に、「（漢字）」を「（漢字）」に改め、同様式の備考を削る。

別記様式第八号及び別記様式第九号中「（漢字）」を「（漢字）」に改め、これらの様式の備考を削る。

附 則

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十九号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則（昭和三十七年四月鳥取県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（書類の提出部数及び経由）」に改め、同条中「それぞれ」の下に「正副二部とし、」を加える。

別記様式第一号中	薬局製造所営業 所又は店舗	を	薬局、製造所、 営業所又は店舗	に改
----------	------------------	---	--------------------	----

め、同様式の注意を削る。

別記様式第二号中「鳥取県指令第 号」を「鳥取県指令受 第 号」と、「薬品の」を「薬局（薬店）」に改め、同様式の注意を削る。

別記様式第三号中「薬品の」を「薬局（薬店）」に改め、同様式の注意を削る。

別記様式第四号中「鳥取県指令受衛29第 号」を「鳥取県指令受

衛 中」に改め、同様式の注意を削る。

別記様式第五号及び別記様式第六号の注意を削る。

附 則

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

薬剤師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十号

薬剤師法施行細則の一部を改正する規則

薬剤師法施行細則（昭和三十七年五月鳥取県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第二号様式の注意を削る。

第三号様式中「失踪宣言」を「失踪の宣告」と、「失踪の」を「失踪の」に改め、同様式の注意を削る。

第四号様式の注意を次のように改める。

備考 他の都道府県から転居した者は、所轄保健所で免許証の照合を受けること。

附 則

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月三十一日

鳥取県知事 西 田 昭 次

鳥取県規則第三十一号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則(昭和四十二年十月鳥取県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「鳥取県知事」や「職氏名」は、「及び取消年月日、旧免許都道府県知事名、年月日及び登録番号」や「及び年月日並びに旧免許の年月日、登録番号及び免許知事名」に、  
「備考 1 用紙の大きさは、日  
2 次の書類を添付する

本工業規格B5とすること。」や「備考 次の書類を添付すること。」に、「行なう」や「行う」を添える。

様式第二号中「鳥取県知事」や「職氏名」は、  
「備考 1 用紙の大きさは、  
2 次の書類を添付

日本工業規格B5とすること。」や「備考 次の書類を添付すること。」

に、「撮影した名刺型の正面無帽上半身像のもの」や「正面から無帽で撮影した名刺型の上半身像とすること。」を添える。

様式第三号中「名称並びに」や「名称及び」を「名称」とし、同様式の備考を削る。

様式第四号中「鳥取県知事」や「職氏名」を削る、同様式の備考を削る。  
様式第五号の備考を削る。

様式第六号中「鳥取県知事」や「職氏名」は、  
「備考 1 用紙の大きさは、  
2 次の書類を添付

日本工業規格B5とすること。」や「備考 次の書類を添付すること。」  
を削る。

様式第七号中「鳥取県知事」や「職氏名」は、  
「備考 1 用紙の大きさは、  
2 次の書類を添付

日本工業規格B5とすること。」や「備考 次の書類を添付すること。」

に、「失踪の場合は」や「失踪の場合は、」を削る。  
様式第八号中「鳥取県知事」や「職氏名」を削る、同様式の備考を次の  
ものに添える。

備考 免許証(免許証を失った場合は、始末書)を添付すること。

様 則  
この規則は、平成六年四月一日から施行する。

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十二号

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免  
に關する規則の一部を改正する規則

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に關する規則（昭和四十四年三月鳥取県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表中「四百二十五円」を「四百二十九円」に改める。

附 則

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十三号

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則  
鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則（昭和三十九年十月鳥取県

規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県中小企業設備資金貸付規則

第一条中「近代化」を「設置」に改める。

第三条中「で中小企業の設備の近代化に寄与すると認められるもの」を削り、同条に次の一項を加える。

2 金融機関が卸売業、小売業又はサービス業（旅館業を除く。）に属する中小企業者に対して当該事業のための設備の設置に必要な資金を貸し付ける場合において、市町村が当該金融機関に対し別表第七号に掲げる条件を付けて当該資金を貸し付けるため必要な資金の一部を貸し付けるときは、県は、当該金融機関に対し、予算の範囲内において、当該市町村の貸付額を限度として、当該資金を貸し付けるため必要な資金の一部を貸し付けるものとする。  
第四条を次のように改める。

（貸付額）

第四条 前条の規定により県が金融機関に貸し付ける資金の額は、当該金融機関が中小企業者に対して同条第一項各号に掲げる事業又は同条第二項に規定する設備の設置に必要な資金として貸し付けている額の三分の一の額（同項の規定により貸し付ける場合にあつては、その額から市町村の貸付額を控除した額）以下とする。

別表中

第三条第一号から第五号までに掲げる事業
第三条第六号に掲げる事業
第三条第七号に掲げる事業
第三条第八号に掲げる事業
第三条第九号に掲げる事業
第三条第十号に掲げる事業

を

一 第三条第一項第一号から第五号までに掲げる事業
二 第三条第一項第六号に掲げる事業
三 第三条第一項第七号に掲げる事業
四 第三条第一項第八号に掲げる事業
五 第三条第一項第九号に掲げる事業
六 第三条第一項第十号に掲げる事業

に、「近代化」を「

設置」に改め、同表に次のように加える。

七 第三条第二項に規定する設備の設置

十二年以内

五千万円又は設備の設置に必要な資金の三分の二以内のいずれか低い額

年七・五パーセント以内

附 則

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十四号

鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則（昭和四十一年四月鳥取県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（貸付額）

第四条 前条の規定により県が金融機関に貸し付ける資金の額は、当該金融機関が中小企業等に対して長期運転資金として貸し付けている額の五分の一の額以下とする。

第五条第二号中「三千万円」を「五千万円」に、「五千万円」を「六千万円」に改める。

附則を附則第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 平成六年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に金融機関が中小企業者等に新たに貸し付ける資金に係る第五条の規定の適用について

は、同条第三号中「五年」とあるのは、「七年」とする。

附 則

- 1 この規則は、平成六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の規定により金融機関が中小企業者等に貸し付けている資金に係る貸付条件については、なお従前の例による。

訓 令

鳥取県訓令第2号

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成六年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令

県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

別表消防防災課の項を削る。

別表社会課の項中「社会課」を「福祉保健課」に改め、同項第五号中「許可」の下に「(福祉保健課の所掌事務に係るものに限る。)」を加え、同項第十一号から第二十二号までを削り、同項の次に次のように加える。



障害福祉課						
七	六	五	四	三	二	一
特別児童扶養手当の支給に関する法律	社会福祉事業法	児童福祉施設法の施行規則	児童福祉施設法の施行規則	児童福祉施設法の施行規則	児童福祉施設法の施行規則	身体障害者福祉法
六	七	一六	一一	一一	七	三〇
六	七	一六	一一	一一	七	二三
〃	〃	〃	〃	〃	〃	福祉事務所
〃	〃	〃	〃	〃	〃	総務課

別表高齢者対策課の項中「高齢者対策課」を「長寿社会課」に、

十一

特別許可外老人病院の非適用の承認

老人保健法の規定による療養費の算定に基き、特等老人病院内に

七日に先との関係に要する日数を加えた

七日に先との関係に要する日数を加えた

関係先との協議を要する。

を

十一	老人病院の非適用の承認															
十二	特別給付金を受ける権利の裁定															
十三	特別弔慰金を受ける権利の裁定															
十四	引揚者給付金又は遺族給付金を受ける権利の認定															
十五	特別交付金を受ける権利の認定															
十六	第一種社会福祉事業の経営の許可(長寿社会課の所掌事務に係るものに限る。次号において同じ。)															
十七	社会福祉施設の建物その他の設備の規模及び構造等の変更の許可															

関係先との協議を要する。

に改め、同表児童家庭課の項第一号中「(鳥取県福祉地区に係るものを除く。)」を削り、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、同項第八号中「社会福祉事業」を「第一種社会福祉事業」に、「分掌事務」を「所掌事務」に改め、同項中同号を第六号とし、第九号を第七号とし、同項の次に次のように加える。

医務薬事課		医療法		保健所	
一	病院、診療所又は助産所(以下「病院等」という。)の施設の 使用の許可	一〇	審議会の 一日に 諮問答申 に要する 日数を加 えた日数	七	八日に審 議会の諮 問答申に 要する日 数を加え た日数
二	病院等の開設の許可	三			
三	病院等の開設者以外の者を管理者とすることの許可				
四	病院等の管理者の管理義務の許可				
五	病院に医師を宿直させないことの許可				
六	総合病院の名称の使用の承認				
七	医療法人の設立又は解散若しくは合併の認可				
八	解散した医療法人の財産処分の認可				
九	医療法人の定款又は寄附行為の変更の認可	一〇		八	
十	医療法人の理事を一人又は二人とすることの認可			七	
十一	医療法人の理事長を医師又は歯科医師でない理事のうちから選 出することの認可				
十二	病院又は診療所の管理者の一部を医療法人の理事に加えないこ との認可				
十三	病院の人員及び施設の基準等の特例の許可				

鳥取県医  
療審議会  
の答申を  
要する。

鳥取県医  
療審議会  
の答申を  
要する。

二十四	病院の病床数等の変更の許可	"	一〇日に諮問の要するに審査した日数を加えた日数	七日に諮問の要するに審査した日数を加えた日数	"
十五	医療、歯科医療、病院若しくは診療所又は助産婦の業務若しくは助産所についての法定外広告の許可	"	二五	二〇	"
十六	病院に専属の薬剤師を置かないことの許可	"	一〇	七	"
十七	診療エトクス線技師の免許及び再免許並びに免許証の書換え交付及び再交付	診療放射線技師法	"	"	"
十八	衛生検査所の登録	臨床検査技師法	"	"	"
十九	衛生検査所の登録の変更	衛生検査所法	"	"	"
二十	衛生検査所の登録証明書の書換え交付及び再交付	衛生検査所法	"	"	"
二十一	歯科技工の業又は歯科技工所についての法定外広告の許可	歯科技工法	二五	二〇	"
二十二	経過措置による保健婦又は看護婦の免許	保健婦助産婦看護	一〇	七	"
二十三	准看護婦の免許及び再免許	保健婦助産婦看護	"	"	"
二十四	准看護婦の免許証の書換え交付及び再交付	保健婦助産婦看護	"	"	"
二十五	准看護婦養成所の指定	保健婦助産婦看護	八	八	総務課

鳥取県医療審議会を要する。

二十六	准看護婦養成所の学則等の変更の承認								
二十七	薬局の開設の許可	薬事法	一〇	七					保健所
二十八	配置販売従事者の身分証明書の交付								
二十九	医薬品製造業の許可及び製造品目の変更等の許可								
三十	日本薬局方外医薬品の製造の承認及び承認事項の変更の承認								
三十一	一般販売業の許可								
三十二	薬種商販売業の許可								
三十三	配置販売業の許可								
三十四	1 県内に住所を有する者に係るもの 2 県外に住所を有する者に係るもの 薬局の開設、一般販売業、薬種商販売業、配置販売業又は医薬品製造業の許可証の書換え交付及び再交付	薬事法施行令	一〇 一三						保健所 総務課
三十五	毒物又は劇物の販売業の登録	毒物及び劇物取締法							
三十六	毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録								
三十七	特定毒物研究者の許可								
三十八	特定毒物の使用者又は使用指導者の指定								
三十九	毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え交付及び再交付	毒物及び劇物取締法							
四十	麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許並びに免許証の書換え交付及び再交付	麻薬及び向精神薬取締法							
四十一	麻薬廃棄の許可								
四十二	大麻取扱者の免許及び免許証の再交付	大麻取締法							

別表衛生課の項を次のように改める。

	四十三	健康対策課
	<p>一 受胎調節実施指導員の指定</p> <p>二 受胎調節実施指導員の標識の交付及び再交付</p> <p>三 精神障害者に係る診察及び保護の決定</p> <p>四 調理師の免許</p> <p>五 調理師の免許証の書換え交付及び再交付</p> <p>六 結核医療費公費負担の決定</p> <p>七 被爆者健康手帳の交付及び再交付</p> <p>八 栄養士の免許</p> <p>九 栄養士の免許証の訂正及び再交付</p>	<p>覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定並びに指定証の交付及び再交付</p>
<p>覚せい剤 取締法</p>	<p>一〇</p> <p>五</p> <p>五</p> <p>五</p>	<p>優生保護法</p> <p>優生保護法施行令</p> <p>精神保健法</p> <p>調理師法</p> <p>調理師法施行令</p> <p>結核予防法</p> <p>原子爆弾被爆者の医療に関する法律</p> <p>原子爆弾被爆者の医療に関する法律</p> <p>栄養士法</p> <p>栄養士法施行令</p>
<p>八日に係保健所協議会に要する日数を加えた日数</p>	<p>三日に係保健所協議会に要する日数を加えた日数</p>	<p>関係保健所の結核審査の答申を要する。</p>

生活衛生課

一	消費生活協同組合の員外利用の許可	消費生活協同組合	一、二日に 関先との 協議に要 する日数 を加えた 日数	四	八日に関 係先との 協議に要 する日数 を加えた 日数	福祉事務 所	厚生大臣 との協議 を要する。
二	消費生活協同組合の定款の変更の認可	"	"	"	"	"	"
三	共済事業規約の設定、変更又は廃止の認可	"	"	"	"	"	"
四	消費生活協同組合の設立又は合併の認可	"	"	"	"	"	"
五	消費生活協同組合の解散の認可	"	"	"	"	"	"
六	解散組合の継続の認可	"	"	"	"	"	"
七	理容師の免許及び再免許	理容師法	一〇	三	七	保健所	"
八	理容師養成施設の構造設備の変更の承認	理容師法 施行令	三〇	三	三〇	総務課	"
九	理容師免許証の書換え交付及び再交付	"	一〇	三	七	保健所	"
十	美容師の免許及び再免許	美容師法	"	"	"	"	"
十一	美容師養成施設の構造設備の変更の承認	美容師法 施行令	三〇	"	三〇	総務課	"
十二	美容師の免許証の書換え交付及び再交付	"	一〇	三	七	保健所	"
十三	クリーニング師の免許	クリーニング業法	"	"	"	"	"
十四	クリーニング師免許証の訂正及び再交付	クリーニング業法 施行規則	"	"	"	"	"
十五	と畜場の設置の許可	と畜場法	一三	七	六	"	"
十六	と畜場使用料又はと殺解体料の認可及びその額の変更の認可	"	一〇	三	七	"	"
十七	化製場等の設置の許可及びその施設又は区域の変更の許可	化製場等	"	三	"	"	"

十八	食品又は添加物の製造、加工、使用、調理又は保存の方法に関する検査の可否の決定	に 関 する 法 律	"	"	"	"	
十九	食鳥処理の事業の許可及び食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可	食 鳥 処 理 の 事 業 の 規 制 及 び 食 鳥 検 査 に 関 する 法 律	"	"	"	"	
二十	環境衛生適正化規程の設定の認可及びその変更の認可	環 境 衛 生 適 正 化 規 程 の 設 定 に 関 する 法 律	二〇日に 諮問答申 に要する 日数を加 えた日数	"	"	"	鳥 取 県 環 境 衛 生 適 正 化 審 議 会 の 答 申 を 要 す る。
二十一	共済規程の設定の認可及びその変更の認可	"	二〇	"	"	"	
二十二	環境衛生同業組合の設立の認可	"	"	"	"	"	
二十三	環境衛生同業組合の定款の変更の認可及び決議による解散の認可	"	"	"	"	"	
二十四	組合協約の認可及びその変更の認可	"	"	"	"	"	
二十五	特殊契約の認可及びその変更の認可	"	"	"	"	"	
二十六	組合員による総会の招集の承認	"	"	"	"	"	
二十七	ふぐ処理師又はふぐ調理師の免許	ふ ぐ の 取 扱 に 関 する 条 例	一〇	三	七	保 健 所	
二十八	業としてふぐ取扱いはふぐ調理を行うことの認証書の交付及び再交付	"	"	"	"	"	
二十九	ふぐ処理師又はふぐ調理師の免許証の書換え及び再交付	ふ ぐ の 取 扱 に 関 する 条 例	"	"	"	"	
三十	製菓衛生師の免許	製 菓 衛 生 師 法	"	"	"	"	
三十一	製菓衛生師の免許証の書換え交付及び再交付	製 菓 衛 生 師 法 施 行 令	"	"	"	"	



別表医務課の項を削り、同表中

環境保全課	健康対策課								
一	九 八	七	六	五	四	三	二	一	
産業廃棄物収集運搬業の許可又は事業の範囲の変更の許可(保管行為を含むものに限る。)	栄養士の免許 栄養士の免許 栄養士の免許証の訂正又は再交付	被爆者健康手帳の交付又は再交付	結核医療費公費負担の決定	調理師の免許証の書換え又は再交付	調理師の免許	精神障害者に係る診察及び保護の決定	受胎調節実地指導員の標識の交付又は再交付	受胎調節実地指導員の指定	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	栄養士法 施行令	原子爆弾被爆者等の医療に関する法律	結核予防法	調理師法 施行令	調理師法	精神保健法	優生保護法 施行令	優生保護法	
十四日に係る協議の要する日数を加えた日数	一四	一五	八日に係る協議の要する日数を加えた日数	一四	一五	一〇	一〇	一〇	
七	七	五	三日に係る協議の要する日数を加えた日数	七	一〇	一〇	一〇	一〇	
七日に係る協議の要する日数を加えた日数	七	一〇	五	七	七	七	七	七	
保健所	"	"	"	"	"	"	"	"	保健所
関係府県知事との協議を要する				関係保健所審査会を要する					

改め、同表自然保護課の項の次に次のように加える。

環境政策課		一	
一	危険物取扱者免状の交付並びに書換え及び再交付 消防設備士免状の交付並びに書換え及び再交付 市町村防災会議を設置しないことの承認	消防法	六
二	電気工事業者の登録及び更新の登録	電気工事 業の業務 の適正化 に関する 法律	七
三	電気工事業者の登録証の訂正及び再交付	電気工事 法	七
四	電気工事士免状の交付並びに再交付及び書換え	高圧ガス 取縮法	八
五	高圧ガスの製造の許可	高圧ガス 取縮法	三〇
六	高圧ガスの販売事業の許可	高圧ガス 取縮法	七
七	高圧ガスの製造のための施設等の変更の許可	高圧ガス 取縮法	七
八	高圧ガスの販売のための施設等の変更の許可	高圧ガス 取縮法	七
九	高圧ガスの貯蔵所の設置の許可及びその位置等の変更の許可	高圧ガス 取縮法	七
十	高圧ガス製造者の危害予防規程の認可及びその変更の認可	高圧ガス 取縮法	七
十一	高圧ガス製造保安責任者免状又は高圧ガス販売主任者免状の交付及び再交付	高圧ガス 取縮法	七
十二	高圧ガス製造保安責任者免状又は高圧ガス販売主任者免状の交付及び再交付	高圧ガス 取縮法	七
十三	高圧ガス製造保安責任者免状又は高圧ガス販売主任者免状の交付及び再交付	高圧ガス 取縮法	七
十四	容器検査を受けない容器を輸出その他の用途に供することの許可	高圧ガス 取縮法	七
一	産業廃棄物収集運搬業の許可又は事業の範囲の変更の許可(保管行為を含むものに限る。)	廃棄物の 処理及び 清掃に関 する法律	十四日に 関係機関 との協議 に要する 日数を加 えた日数
七			七
六			七日に關 係機関と 協議に 要する日 数を加え た日数
六			保健所
六			関係都道 府県知事 との協 議を要す る。

十五	高圧ガス容器証明書の交付並びに再交付及び書換え	"	"	"	"	鳥取県公
十六	高圧ガスの特別充てんの許可	"	"	"	"	鳥取県公
十七	高圧ガス容器検査所の登録又は更新の登録	"	"	"	"	鳥取県公
十八	液化石油ガスの販売事業の許可	液化石油ガスの販売事業の許可 法律に及安ガ液 の適及びの 正取確の 化引保保 る化引保保	三〇	三〇	"	鳥取県公
十九	液化石油ガスの販売施設の変更の許可	"	七	七	"	鳥取県公
二十	液化石油ガスの製造事業の指定	"	"	"	"	鳥取県公
二十一	認定調査機関の認定	"	一四	一四	"	鳥取県公
二十二	認定調査機関の調査業務に係る消費設備の数の増加の認可	"	"	"	"	鳥取県公
二十三	認定調査機関の調査業務規程の認可及びその変更の認可	"	七	七	"	鳥取県公
二十四	液化石油ガス設備士免状の交付並びに再交付及び書換え	"	八	八	"	鳥取県公
二十五	火薬類の販売営業の許可	火薬類 縮法	七	七	"	鳥取県公
二十六	火薬庫の設備等の許可	"	七	七	"	鳥取県公
二十七	火薬類製造業者等が自己の用に供する火薬庫の所有等をしな こととの許可	"	七	七	"	鳥取県公
二十八	火薬類の譲渡し又は譲受けの許可	"	七	七	"	鳥取県公
二十九	火薬類の譲渡許可証又は譲受許可証の交付並びに書換え及び再 交付	"	七	七	"	鳥取県公
三十	火薬類の消費の許可	"	七	七	"	鳥取県公

別表農政課の項及び農地経済課の項を次のように改める。

農 政 課			農 業 振 興 地 域 の 整 備 に 関 す る 法 律	一 七 日 に 関 係 機 関 の 見 聞 を 取 り 加 え た 日 数	五	一 〇 日 に 関 係 機 関 の 見 聞 を 取 り 加 え た 日 数	七	地 方 農 林 振 興 局	鳥 取 県 農 業 会 議 の 見 聞 を 取 り 加 え た 日 数
一	四	農地又は採草放牧地の転用に伴う権利の設定又は移動の許可 農地転用の許可	農地法	三〇	三〇	三〇	総務課	鳥取県農業会議の諮問を要する期間を含む	
二	三	農用地区域内における開発行為の許可	"	七	七	七	"	"	鳥取県農業会議の意見を要する
三	二	市町村農業振興地域整備計画の策定又は変更の認可	"	一二	五	七	"	"	"
四	一	農地転用の許可	"	三〇	七	七	"	"	"

三十一	火薬類の廃棄の許可	"	八	八	八	"	"	"
三十二	保安教育計画の認可及びその変更の認可	"	七	七	七	"	"	"
三十三	保安責任者免状の交付並びに書換え及び再交付	"	"	"	"	"	"	"
三十四	火薬庫外で火薬を貯蔵する場所の指示	"	"	"	"	"	"	"
三十五	ガス事業者が他人の土地へ立ち入ることの許可	ガス事業法	八	八	八	"	"	"
三十六	猟銃等の製造事業の許可	武器等製造法	"	"	"	"	"	"
三十七	猟銃等の販売事業の許可	"	七	七	七	"	"	"
三十八	製造又は販売する猟銃等の種類の変更の許可	"	"	"	"	"	"	"
三十九	猟銃等を製造する工場等の移転の許可	"	"	"	"	"	"	"



二	農業協同組合の定款の変更の認可	"	七	八	七	八	七	八	七	鳥取県農業協同組合中央会及び関係者の意見を要する。
三	農業協同組合の解散議決又は合併の認可	"	"	"	"	"	"	"	"	
四	農業協同組合の共済規程の設定、変更又は廃止の承認	"	"	"	"	"	"	"	"	
五	農業協同組合の信託規程の設定、変更又は廃止の承認	"	"	"	"	"	"	"	"	
六	信託受託者の辞任の許可	"	"	"	"	"	"	"	"	
七	農業協同組合の宅地等供給事業実施規程の設定、変更又は廃止の承認	"	"	"	"	"	"	"	"	
八	農業協同組合の内国為替取引規程の設定、変更又は廃止の承認	"	"	"	"	"	"	"	"	
九	農業協同組合の合併経営計画の認定	農業協同組合併助成法	"	"	"	"	"	"	"	
十	農業共済組合の設立の認可	農業災害補償法	一五	八	八	八	八	八	八	鳥取県農業協同組合中央会及び関係者の意見を要する。
十一	農業共済組合の定款の変更、解散議決又は合併の認可	"	"	"	"	"	"	"	"	
十二	市町村の共済事業の実施又は廃止の認可	"	"	"	"	"	"	"	"	
十三	市町村の共済事業の実施区域の拡張又は実施に関する条例の変更の認可	"	"	"	"	"	"	"	"	
十四	共済責任満了の認定	"	"	"	"	"	"	"	"	
十五	共済掛金等の滞納処分認可	"	"	"	"	"	"	"	"	
十六	共済関係を成立させないことを相当とする事由の存する旨の認定	"	二七	八	八	八	八	八	八	現地調査の相当の日に数とする。
十七	共済関係が存しない場合の認定	"	"	"	"	"	"	"	"	
十八	農作物等危険段階基準共済掛金率の認可	農業災害補償法	"	七	八	八	八	八	八	
十九	農業共済組合の事務費賦課の承認	農業災害補償法	"	七	八	八	八	八	八	

別表農業改良課の項を削り、同表農蚕園芸課の項中「農蚕園芸課」を「農産園芸課」に改め、同表森林保全課の項第二号中

<p>2 知事権限に係るもの</p> <p>保安林の指定又は解除</p> <p>1 大臣権限に係るもの</p> <p>保安林の指定又は解除</p>	<p>保安林の指定又は解除</p>	<p>二十</p> <p>農業共済組合又は市町村の特別積立金の取崩しの承認</p>
<p>四五日 村長係の意</p> <p>で定日す答会及意町に一 告数加る申のび見村関〇〇 示(え)にに諮審聴取の市 ま予た要問議取の市</p> <p>一八</p>	<p>〃</p> <p>た数要のびに一 日す掲市確〇〇 数をする示町認〇〇 加え日に村及日</p> <p>一八</p>	<p>二十一</p> <p>肥料の登録</p> <p>肥料の登録の有効期間の更新</p> <p>肥料の登録証の書換え交付及び再交付</p>
<p>二七日 村長係の意</p> <p>む八す告数加る申のび見村関二 日る日(え)にに諮審聴取の市 を日予た要問議取の市 含数定日をす答会及意町に</p> <p>〃</p>	<p>〃</p> <p>日す掲市確八 数加る示町認二 え日に村及日 た数要のびに</p> <p>〃</p>	<p>二十二</p> <p>肥料の登録</p> <p>肥料の登録の有効期間の更新</p> <p>肥料の登録証の書換え交付及び再交付</p>
<p>見村関 及の長係 森鳥聴の 会林鳥聴の を森鳥聴の 要林鳥聴の す答審取取 申を要す</p> <p>に改める。</p>	<p>〃</p> <p>法定日数 を含む。</p> <p>を</p>	<p>二十一</p> <p>肥料の登録</p> <p>肥料の登録の有効期間の更新</p> <p>肥料の登録証の書換え交付及び再交付</p>
<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>二十三</p> <p>肥料の登録証の書換え交付及び再交付</p>
<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>
<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p> <p>肥料の相 析に相当 の日に相 要する。 要する。</p>

附 則

この訓令は、平成六年四月一日から施行する。

鳥取県訓令第三号

鳥取県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成六年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県文書管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県文書管理規程(平成五年三月鳥取県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

別表第二総務部の項中「消防防災課 消」を削り、「同和対策課 同」

を 「同和対策課 同」 に改め、同表企画部の項中「全県公園化・景観形

成推進室 全公」を削り、同表民生部の項及び衛生環境部の項を次のように改める。

見聴取及び審議会  
の諮問に答  
申すに要す  
る日数を  
加えた日  
数を(予  
定)で  
示す

見聴取及び審議会  
の諮問に答  
申すに要す  
る日数を  
加えた日  
数を(予  
定)で  
示す  
む。八日  
を含む

福祉保健部

福祉保健課

障害福祉課

長寿社会課

児童家庭課

医務薬事課

健康対策課

保険課

国民年金課

生活環境部

生活衛生課

環境政策課

自然保護課

全県公園化・景観政策課

消防防災課

別表第二農林水産部の項中

福祉 保健 医 児 長 障 福  
健康 保 健 医 児 長 障 福  
国 保 健 医 児 長 障 福  
生 活 環 境 部  
自 然 保 護 課  
全 公 園 化 ・ 景 観 政 策 課  
消 防 防 災 課  
「農地経済課 農経  
農業改良課 農改」  
を 「大規模活性化プロ  
経営指導課



ジェット推進室 大活

に、「農蚕園芸課」を「農産園芸課」に改める。  
経指

附 則

この訓令は、平成六年四月一日から施行する。

### 告 示

#### 鳥取県告示第三百十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定に基づき、鳥取市古市土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成六年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 一 事業施行期間

変更前 平成二年七月二十七日から平成六年三月三十一日まで

変更後 平成二年七月二十七日から平成六年十二月三十一日まで

#### 二 施行地区

変更なし

#### 三 事務所の所在地

鳥取市古市二三九

#### 四 設立認可の年月日

平成二年七月二十七日

#### 五 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

#### 六 公告の方法

事務所及び施行地区周辺の掲示場に掲示して行う。

#### 七 変更認可の年月日

平成六年三月三十日

### 教育委員会規則

県費負担教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月三十一日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

#### 鳥取県教育委員会規則第六号

県費負担教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の勤務時間等に関する規則（昭和三十一年十月鳥取県教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第三条第一項中「前条本文」を「条例第二条第一項本文」に改め、同条

第二項中「条例第二条に」を「同条に」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

附 則

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

公 告

鳥取県の職員の給与等の状況を次のとおり公表する。

平成6年3月31日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

鳥取県の職員の給与等について

## 1 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口(平成5年3月末現在)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率B/A (全国平均)	平成3年度 の人件費率
平成4年度	618,045人	375,435,193千円	1,074,557千円	95,588,351千円	25.5 (31.4) %	26.3%

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む。

## 2 職員給与費の状況(普通会計予算)

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 B	
平成5年度	11,534人	44,780,557千円	8,041,862千円	21,397,358千円	74,219,777千円	6,435千円

(注) 1 職員手当に退職手当は含まない。

2 給与費は、12月補正後の予算に計上された額である。

## 3 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(平成5年4月1日現在)

区 分	一 般 行 政 職			警 察 職			小・中学校教育職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥 取 県	305,500円	357,878円	39.0歳	338,632円	440,915円	40.3歳	311,765円	347,769円	37.8歳
国	284,003円	—	38.7歳	298,330円	—	39.1歳	318,763円	—	38.7歳

区 分	高 等 学 校 教 育 職			現 業 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥 取 県	352,868円	395,257円	41.6歳	313,385円	347,840円	42.4歳
国	341,736円	—	40.2歳	262,560円	—	47.9歳

(注) これらの額は、平成5年度給与改定前のものである。

## 4 職員の初任給の状況(平成5年4月1日現在)

区 分		鳥 取 県		国	
		初 任 給	採用2年後	初 任 給	採用2年後
一 般 行 政 職	大学卒	164,900円	178,400円	164,900円	178,400円
	高校卒	134,900円	144,200円	134,900円	144,200円
警 察 職	大学卒	180,300円	203,300円	180,300円	196,400円
	高校卒	152,300円	172,200円	152,300円	172,200円
小・中学校教育職	大学卒	184,700円	198,000円	184,700円	198,000円
	高校卒	143,100円	156,200円	143,100円	156,200円
高等学校教育職	大学卒	184,700円	198,000円	184,700円	198,000円
	高校卒	143,100円	156,200円	143,100円	156,200円

(注) これらの額は、平成5年度給与改定後のものである。

## 5 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成5年4月1日現在)

区 分		経験年数	10 年	15 年	20 年
一 般 行 政 職	大学卒		254,360円	295,244円	356,658円
	高校卒		203,112円	257,804円	300,928円
警 察 職	大学卒		250,177円	304,978円	375,934円
	高校卒		221,852円	266,100円	331,315円
小・中学校教育職	大学卒		258,411円	312,325円	369,200円
	高校卒		—円	—円	—円
高等学校教育職	大学卒		267,738円	324,087円	374,103円
	高校卒		—円	—円	—円
現 業 職	大学卒		—円	—円	—円
	高校卒		195,802円	247,031円	292,021円

(注) これらの額は、平成5年度給与改定前のものである。

6 一般行政職の級別職員数の状況(平成5年4月1日現在)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	計
標準的な職務内容	主事、技師	主事、技師	主事、技師	係長、主任、主事、技師	係長、主任	課長補佐、係長、主任	課長補佐	課長	課長	次長	部長	
職員数	145人	315人	483人	441人	291人	655人	366人	251人	62人	22人	12人	3,043人
構成比	4.8%	10.4%	15.9%	14.5%	9.6%	21.5%	12.0%	8.2%	2.0%	0.7%	0.4%	100.0%
1年前の構成比	4.7%	11.5%	16.6%	13.0%	9.4%	22.2%	12.0%	7.7%	1.9%	0.6%	0.4%	100.0%
5年前の構成比	5.1%	13.9%	15.8%	7.4%	5.7%	35.5%	6.6%	7.5%	1.4%	0.8%	0.3%	100.0%

- (注) 1 職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名である。

7 昇給期間短縮の状況

区 分		全職種	一般行政職	警察職	小・中学校教育職	高等学校教育職	現業職
平成4年度	職員数 A	11,846人	3,079人	1,111人	3,983人	1,671人	629人
	昇給期間を短縮して昇給した職員数 B	2,558人	769人	276人	660人	314人	127人
	比率 B/A	21.6%	25.0%	24.8%	16.6%	18.8%	20.2%
平成3年度	職員数 A	11,803人	3,054人	1,101人	3,965人	1,675人	627人
	昇給期間を短縮して昇給した職員数 B	2,537人	759人	265人	721人	313人	119人
	比率 B/A	21.5%	24.9%	24.1%	18.2%	18.7%	19.0%

8 職員手当の状況

区 分	鳥 取 県		国			
期 末 手 当 勤 勉 手 当 (平成5年度) 支給割合		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	
	6月期	1.6月分	0.6月分	6月期	1.6月分	0.6月分
	12月期	2.0月分	0.6月分	12月期	2.0月分	0.6月分
	3月期	0.5月分	一月分	3月期	0.5月分	一月分
	計	4.1月分	1.2月分	計	4.1月分	1.2月分
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置		有	職制上の段階、職務の 級等による加算措置		有
退 職 手 当 (支 給 率)		自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年	
	勤続20年	21.0月分	28.875月分	勤続20年	21.0月分	28.875月分
	勤続25年	33.75月分	44.55月分	勤続25年	33.75月分	44.55月分
	勤続35年	47.5月分	62.7月分	勤続35年	47.5月分	62.7月分
	最高限度	60.0月分	62.7月分	最高限度	60.0月分	62.7月分
	1人当たり 平均支給額	1,637千円	28,115千円			
		その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20% 加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20% 加算)	
	退職時特別昇給 10年以上20年未満勤続		1号給	退職時特別昇給		1号俸
	20年以上勤続		2号給			
調 整 手 当 (平成5年4) 月1日現在)	支 給 対 象 地 域 (支給対象機関等)		特別区 (東京事 務所)	大阪市 (大阪事 務所)	北九州市 (北九州 駐在)	
	支 給 率		11%	10%	6%	
	支 給 対 象 職 員 数		24人	10人	1人	
	国 の 制 度 (支 給 率)		11%	10%	6%	
	支給対象職員1人当たり平均支給年額(平成4年度)			356,524円		
特 殊 勤 務 手 当 (平成4年度)	職員全体に占める手当支給職員の割合			42.6%		
	支給対象職員1人当たり平均支給年額			71,283円		
	手 当 の 種 類 (手 当 数)			61		
	代表的な手当の名称		支給額の多い手当	夜間看護手当、医療業務手当、 教育業務連絡指導手当、犯罪捜 査手当、病院業務手当		
		多くの職員に支給されて いる手当	教育業務連絡指導手当、病院業 務手当、教員特殊業務手当、夜 間特殊業務手当、犯罪捜査手当			

時間外勤務手当	平成4年度	支 給 総 額	1,386,377千円
		職員1人当たり支給年額	117千円
	平成3年度	支 給 総 額	1,291,862千円
		職員1人当たり支給年額	109千円

(注) 退職手当1人当たり平均支給額は、前年度に退職した一般職員に支給された平均額である。

(平成5年4月1日現在)

区 分	対 象 職 員	支 給 月 額	国との異同
扶 養 手 当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	配偶者 16,000円 配偶者以外の扶養親族のうち2人 5,500円 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 その他の者 2,000円	同 じ
		15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 1人につき1,000円を加算	
住 居 手 当	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員	借家・借間居住者 家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給	同 じ
		自宅居住者 新築又は購入時から5年間は2,500円、それ以降は1,000円	
通 勤 手 当	交通機関等を利用し又は自動車等を使用して通勤している職員	交通機関等利用者 運賃等の額が40,000円以下の者…運賃等の額 運賃等の額が40,000円を超える者…40,000円+(運賃等の額-40,000円)×1/2 <最高限度額45,000円> 自動車等使用者 通勤距離に応じ、2,000円～20,900円を支給	同 じ

9 特別職の報酬等の状況 (平成5年4月1日現在)

区 分	給料・報酬月額	期末手当 (平成5年度支給割合)
知 事	1,200,000円	6月期 1.6月分 12月期 2.0月分 3月期 0.5月分 計 4.1月分
副 知 事	940,000円	
出 納 長	790,000円	
議 長	900,000円	
副 議 長	780,000円	
議 員	730,000円	